

いじめ重大事態に関する国への報告までの流れ【市町村立学校】
※令和5年4月1日から

【いじめ防止対策推進法】(抜粋)
 第28条：学校の設置者又はその設置する学校は、(中略)「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、(中略)当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする
 第30条：地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
 【いじめ防止等のための基本的な方針】(抜粋) 第24条 重大事態への対処 (1) ② 調査結果については、(中略) 公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に、(中略) 報告する。

